

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課	整理番号	2-4-1
処分の種類	自家用有償旅客運送における登録の拒否、業務の停止及び登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	道路運送法第79条の4、第79条の12			
処分の概要	自家用有償旅客運送における登録の拒否、業務の停止及び登録の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(道路運送法の規定等において処分に係る判断基準が言い尽くされている)</p> <p>【登録の拒否】</p> <p>第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。)であるとき。</p> <p>三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。</p> <p>六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。</p> <p>【業務の停止及び登録の取消し】</p> <p>第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。</p> <p>二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。</p> <p>三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。</p> <p>四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			